

砂川市規則第10号  
令和4年3月30日

砂川市申請書等の押印の省略に関する規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

( 別 紙 )

## 砂川市申請書等の押印の省略に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、本市に提出される申請書等への押印の省略に関する基本的な事項を定めることにより、行政手続の簡素化を図り、もって市民の負担を軽減するとともに、内部手続を簡素化することにより、職員の負担の軽減及び事務効率の改善を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請等 行政手続及び内部手続に係る申請、届出その他これらに類するものをいう。
- (2) 申請書等 本市が提出を求める申請等の書面をいう。
- (3) 規則等 本市の規則、訓令その他これらに準じて作成する規程等

### (押印の省略)

第3条 申請等を行う者がその者であることの確認ができる場合（代理人による申請等にあつては、委任状その他代理権を有していることを確認できる書類の提示があつた者に限る。）であり、かつ、当該申請等を行う者の意思によるものであることが確認できるときは、必要な改正が行われるまでの間、申請書等の様式の規定にかかわらず、当該申請書等への押印を省略することができる。

### (申請書等の使用の特例)

第4条 前条の規定を適用する場合においては、規則等の規定にかかわらず、申請書等の様式の押印に関する部分を削除し、又は必要な訂正を行つたうえで使用することができる。

### (適用除外)

第5条 次に掲げる場合には、第3条の規定は適用しない。

- (1) 法令、条例及びこれらに基づく規則並びに国又は他の地方公共団体の定めるところにより押印が義務付けられている場合
- (2) 入札書、見積書、契約書その他契約事務に関する書類を提出する場合
- (3) 砂川市会計規則（平成17年規則第31号）に規定する請求書を提出する場合
- (4) 印影の照合が必要となる場合

### (その他)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による押印の省略及び第4条の規定による申請書等の使用の特例に係る必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。